

【内訳書提出にかかる留意事項】

平成25年1月以降に発注を行う建設工事案件について、電子入札システムを拡充することに伴い、入札時に提出（添付）を求める内訳書の取り扱いを下記の通りに変更いたします。

入札の際には、充分ご留意の上ご参加くださいますようお願いいたします。

平成25年1月7日
宇治市総務部契約課

記

<内訳書の提出について>

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてはありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

（1）内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

（2）提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

（3）失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

- ①（1）①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの
- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の縦計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの